

富士山地域への通信網の整備に向けた調査業務委託仕様書

1 目的

富士山には多くの登山者や観光客が訪れており、噴火時などの逃げ遅れゼロを達成するためには、通信環境を強化し、観測体制や情報伝達手段を整備することが重要である。

その一方で、富士山は現状、通信環境が脆弱であるため、噴火時などに関係機関との必要な情報伝達が困難となることが見込まれる。

そこで、衛星回線等を利用した通信網を設置し、避難情報や現地の映像を共有し、円滑な避難体制を構築する必要がある。

このため、県及び関係機関が使用するローカル5G等の通信網の設置を検討しており、その効果的な整備方法や概算事業費の調査業務委託を行うことを目的とする。

2 業務委託名称

富士山地域への通信網の整備に向けた調査業務委託

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約の日から令和6年3月15日までとする。

4 業務内容

(1) 業務実施の基本事項

今後、富士山地域に通信網の整備を実現するため、基本設計に必要な具体的な資料作成を実施する。

(2) 実施可能な課題の整理

ア 効果的な通信網の整備案の作成（2～4つ程度。以下の条件を満たすこと。）

富士山地域に通信網を設置するにあたり、有線、ローカル5G等の無線、衛星回線を組み合わせ、冗長性を確保すること。

次のエリアの通信を可能とすること。

- ・ 吉田口登下山道
- ・ 富士スバルライン
- ・ 山梨県富士吉田合同庁舎（山梨県富士吉田市上吉田1-2-5）
- ・ 山梨県富士山科学研究所（山梨県富士吉田市剣丸尾5597-1）
- ・ 世田谷区立河口湖林間学園（山梨県南都留郡富士河口湖町大石2585）

イ トラブル等への対応案の作成

緊急時などトラブルが生じた場合の代替案を示すとともに、輻輳することのなく通信が可能となるアクセス数の概数を示すこと。

ウ 許認可先や機関の申請手段の作成

富士山地域に通信網を整備するにあたって必要な許認可先や機関について一覧と申請手段の作成をすること。

エ 将来の展望やビジョンの作成

県独自のローカル5G等の通信網について、更なる条件を整えることによって、将来的に登山者や観光客の安心・安全を確保するための展望やビジョン（期待できる付加価値等）を示すこと。

(3) 社会実装へ向けた準備

ア 図面の作成

（平面図や構造図など、実施設計図を作成するために必要となる図面を想定）

施工地域の許認可範囲を満たす条件により、整備する資機材等の設置場所や掘削する深さ、配線の長さなど、詳細に示すこと。

イ 積算書の作成

資機材等の数量や単価、人工や作業日数などの歩掛かりなど積算額を示すこと。

ウ 特記事項書の作成

富士山地域に通信網を整備するにあたり、必要となる資機材の規格・品質や景観を含めた環境保全のために必要な方策など、特記事項を示すこと。

5 再委託の制限

受託者は本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）その他再委託先に対する管理方法、必要事項を委託者に対して文書で報告しなければならない。

6 業務遂行上の留意事項

業務の打合せにおいて、山梨県が協定を結ぶ団体、組織が参加することがあるので、予め承知するとともに当該団体等からの助言についても誠実に対応しなければならないこと。

7 業務計画書

(1) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、提出すること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務遂行体制
- ⑤ 連絡体制

(3) 受注者は、業務実施計画書の重要事項を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度、発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

8 進捗状況報告

受託者は、必要に応じ業務の進捗状況を委託者に報告するものとする。

9 打合せ

- (1) 事業実施期間中打合せは随時行うが、その他発注者の求めにより行う場合は、適時適切に対応するものとする。
- (2) 打合せに必要な資料を作成し、打合せ結果については議事録を作成し、相互に確認するものとする。

10 関係法令等

受注者は業務の実施に当たって、関連する最新の関係諸法令、指針に留意しなければならない。

- ・文化財保護法（昭和25年法律第240号）
- ・自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）
- ・遺産影響評価（HIA）
- ・電波法（昭和25年法律131号）及び関連法令
- ・電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）
- ・有線電気通信法（昭和28年7月31日法律第96号）
- ・その他関係法規及び基準

11 関連資料等

- ・富士山で災害対策、減災活用を想定したローカル5Gシステムと衛星インターネットアクセスサービスを接続する技術実証に成功（東京大学大学院工学系研究科）
URL: <https://www.t.u-tokyo.ac.jp/press/pr2022-11-25-002>
- ・富士山火山防災対策の推進に向けた実証実験の成果を報告します。
～富士山地域DX「安全・安心観光情報システム」の実現～
（山梨県防災局防災危機管理課火山防災対策室）
URL: <https://www.pref.yamanashi.jp/release/kazan/ro-karu5g.html>

12 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、全ての成果品はデジタルメディア等を利用した電子媒体としても納入すること。なお、納入するデータはワード、エクセル、パワーポイント形式等の編集可能なものとし、詳細は納入時に協議すること。

- (1) 4. 業務内容 (2) 実施可能な課題の整理に必要な資料のデジタルデータ（出力したもの及びデジタルメディアによるもの）正副各1部
- (2) 4. 業務内容 (3) 社会実装の準備に向けた準備に必要な資料のデジタルデータ（出力したもの及びデジタルメディアによるもの）正副各1部
- (3) 発注者との打合せ記録、8及び9 (1) の議事録（出力したもの及びデジタルメディアによるもの）正副各1部
- (4) 納入場所は、次のとおりとする。

山梨県富士吉田市上吉田1-2-5 防災局防災危機管理課火山防災対策室

1 3 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 成果品について、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。
- (3) 完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

1 4 守秘義務等

- (1) 受託者の責務
 - ① 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
 - ② 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
 - ③ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- (2) 個人情報収集の制限
受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

1 5 特記事項

- (1) 本事業を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施に当たっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するに当たっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により県に報告すること。
- (6) 本事業における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて山梨県に帰属するものとする。
- (7) 本事業において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し県に提出すること。
- (8) 本業務の実施に当たり、権利者を把握するための登記簿等の取得は受託者自らが行うこと。

1 6 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議して、これを定めるものとする。